

秋田商業高等学校自動販売機設置業者募集要項

秋田商業高等学校内に飲料水等自動販売機を設置し、運営する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集する。

これは、設置事業者を公募型指名競争入札により決定し、自動販売機設置場所の貸付契約を締結するもの。

1 入札物件等

- (1) 入札物件は、別添「秋田商業高校自動販売機設置一覧表」および「自動販売機配置図」を参照のこと。
- (2) 申込みは、各物件ごとに申込みをし、複数申込みは不可とする。
- (3) 貸付（落札）可能物件は、1物件とする。
- (4) 事前に現地を確認する場合は、必ず事務室担当者に連絡すること。
- (5) 本校の生徒数は622名、教職員数は65名。（令和8年7月現在）

2 日 程

項 目	日 程
受 付 期 間	令和8年7月13日（月）から同月17日（金）正午まで
入 札 日 時 お よ び 場 所	令和8年7月24日（金）午前10時 秋田市立秋田商業高等学校 会議室
契 約 日	令和8年7月29日（水）予定
自販機設置可能日	契約締結日の翌日以降

3 入札参加資格

応募する者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。
- (2) 市税の滞納がある者ではないこと。
- (3) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (5) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

4 契約上の条件等

(1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）とする。

(2) 貸付期間

令和8年8月1日から令和11年7月31日まで（3年間）

(3) 貸付料等

ア 貸付料

貸付料は、予定価格以上で最高の入札価格とする。

貸付料は、別途発行する納入通知書により年度毎に指定期日までに納付すること。

また、既に納付した貸付料は返還しない。

イ 必要経費等

自動販売機の設置、維持管理、撤去に要する経費は、設置事業者の負担とする。

また、電気料は、設置事業者が子メーターを設置のうえ、市が計測し月毎に別途発行する納入通知書により指定期日まで納付すること。

(4) 使用上の制限

次の事項を遵守すること。

ア 貸付物件を自動販売機設置以外の用途に供してはならない。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡、又は転貸してはならない。

(5) 維持管理責任

次の事項を遵守すること。

ア 自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。

また、商品の補充および変更、消費期限の確認、売上金の回収および釣り銭の補充ならびに自動販売機内部、外部と設置場所周辺の清掃等適切に行うこと。

イ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機1台に1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。

ウ 自動販売機の設置に当たっては、転倒・盗難防止等、安全に十分配慮すること。

エ 自動販売機の故障、問い合わせおよび苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に連絡先を明記すること。

(6) 売上高等の報告

ア 自動販売機の売上実績を毎月毎に取りまとめ、月の末日までに、書面（A4の任意書式可）により報告すること。

イ 秋田市が必要としたときは、機器のメンテナンス記録、トラブル対処の記録、その他必要と認める資料等を遅滞なく提出すること。

(7) 原状回復

設置事業者は、貸付期間が満了したとき、又は契約が解除された場合は、市が指定する期日までに原状回復すること。

5 入札について

本入札に関することについては、本校ホームページ上の「入札のお知らせ」を参照のこと。

6 入札決定後の手続き

設置事業者に決定した者は、市が指定する日時までに下記の書類を提出すること。

また、書類を提出後、具体的な条件等について協議のうえ、貸付契約書を締結する。

- (1) 行政財産借受申込書（位置図・平面図添付）
- (2) 設置する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が分かるもの）

7 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、秋田市財務規則、その他関係法令の定めるところによる。
- (2) 申込みに係る費用は、申込者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。

8 募集に関する問合せ先

秋田市立秋田商業高等学校 事務室（担当 太田）

電話 018-823-4308